

# 会員災害見舞金規程

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人信濃教育会定款第 5 条第 1 号に基づき、信濃教育会正会員（以下「会員」という。）が会務遂行等のためにこうむった災害等に対する「見舞金」を支払うことについて、必要な事項を定め、もって会員の「相互扶助」を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第 2 条 「見舞金」支給の適用範囲を次のように定める。

- (1) 会務遂行中の死亡・高度障害
- (2) 会務遂行中の災害による障害
- (3) 会務遂行中の災害による入院
- (4) 会務遂行中の災害による通院
- (5) 1 号以外の死亡・高度障害
- (6) 2 号以外の災害による障害
- (7) 3 号以外の災害による入院
- (8) 4 号以外の災害による通院
- (9) 自然災害による不動産の損害

## (経 費)

第 3 条 この規程の運用に関する経費は、災害見舞金事業資産及びその運用益並びに会費をもって充てる。

## (申 請)

第 4 条 この規程の適用を要する場合には、本人又は遺族が当該教育会を経由して会長にこの規程適用の申請を行う。

## (委員会)

第 5 条 この規程の運用は、災害認定委員会（以下「委員会」という。）の決定に基づいて会長がこれを行う。

## (委員会構成)

第 6 条 委員会は、各郡市教育会 1 名及び高・大教育会から 1 名の委員をもって構成する。

## (細 則)

第 7 条 この規程の施行細則は別に定める。

## (その他)

第 8 条 この規程及び施行細則に明示していない事項については、委員会で審議を経て、理事会において決定をする。

## (改 廃)

第 9 条 この規程及び施行細則の改廃は、委員会の審議を経て、理事会において行う。

## 附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 15 日から施行する。

平成 30 年 1 月 25 日 会員災害補償規程一部改正、同年 4 月 1 日 施行

平成 30 年 11 月 22 日 会員災害見舞金規程一部改正、同年 12 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 7 日一部改正、同年 4 月 1 日 施行